契約書(案)

長野県知事 阿部守一(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇(以下「受注者」という。)は、次の条項により、令和7年度小学生向けエシカル消費推進シールデザイン制作・印刷業務に関する契約を締結する。

(総則)

- 第1条 発注者と受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。 (秘密の保持)
- 第1条の2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(発注業務)

- 第2条 発注業務の名称及び内容は、次のとおりとする。
 - (1) 業務の名称 令和7年度小学生向けエシカル消費推進シールデザイン制作・印刷業務
 - (2) 業務の内容 令和7年度小学生向けエシカル消費推進シールデザイン制作・印刷業務 仕様書(以下「仕様書」という。)に基づく業務を実施する。

(履行期間)

第3条 業務の履行期間は、契約締結日から令和8年2月27日までとする。

(契約料)

第4条 契約料は、 円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

(契約保証金)

第5条 受注者は、契約保証金 円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

円)

- 2 発注者は、第7条第2項の規定により検査に合格し、業務完了報告書(成果品)の引渡し を受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(発注業務の処理方法等)

- 第6条 受注者は、この契約に定めるほか、仕様書及び公募型プロポーザルに提出された提案 書(以下「提案書」という。)に基づき業務を実施しなければならない。
- 2 受注者は、前項の要領、仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受け業務を 実施しなければならない。
- 3 受注者は、業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を発注者に届 出なければならない。
- 4 受注者は、発注者から請求があったときは、業務の進捗状況について発注者に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

- 第7条 受注者は、業務完了した際は、実績について業務完了報告書(成果品)を、令和8年 2月27日までに発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受注者の立ち会いの上でその 検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

- 3 受注者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、発注者の指定する日まで に補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受注者の負担とする。 (契約料の支払)
- 第8条 発注者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約料を支払うものとする。
- 2 発注者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受注者の 負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについ ては、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 受注者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第12条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が 特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。 (契約内容の変更)

- 第13条 発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。
- 2 前項の場合、発注者と受注者が協議の上、契約料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更による契約の変更)

- 第13条の2 発注者と受注者は、この契約の締結後において、市場価格の変動等により契約内容が著しく不適当となったときは、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 前項の場合、発注者と受注者が協議の上、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができるものとする。

(契約解除)

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる ものとする。

- (1) 受注者が、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

- 第14条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、 この契約を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年 法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

- 第14条の3 発注者は、この契約の受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受注者に対して再委託契約の解除を求めることができる。
- 2 発注者は、受注者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。 (債務不履行の損害賠償)
- 第15条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに業務完了報告書(成果品)を提出しないときは、当該期限の翌日から業務を完了した日又は業務完了報告書(成果品)を提出した日までの日数に応じ、契約料に対し年2,5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。
- 2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに契約料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約料に対し年2,5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、第10条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額 を損害賠償として発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第15条から第15条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 5 発注者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに 代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当す ることができるものとする。
- 6 受注者は、第1項又は第4項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延 損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければな らない。

(賠償の予約)

- 第16条 受注者は、第14条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合に おいては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第17条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。 (疑義の解決)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注 者が協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

第19条 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報(個人番号及び特定個人情報を含む。)を取扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年(2025年) 月 日

発注者 住 所 長野市大字南長野字幅下692番地2

職・氏名 長野県知事 阿部 守一 印

受注者 住 所 〇〇〇〇

法人名 〇〇〇〇

代表者職・氏名 ○○○○長

0000 印

個人情報取扱特記事項

(秘密の保持)

第1 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報(個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。)の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3 受注者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制 (個人情報の漏えい、滅失及び毀損(以下「漏えい等」という。)の発生等に備えた連 絡・対処体制を含む。以下「責任体制」という。)を構築し、及び維持しなければなら ない。

(責任者及び従事者)

- 第4 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「責任者」という。) 及び業務に従事する者(以下「従事者」という。)を定め、責任体制と併せて、あらか じめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とす る。
- 2 受注者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させるとともに、従事者に、責任者の指示に従いこの特記事項を遵守するようにさせなければならない。
- 3 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(作業場所の特定)

- 第5 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、業務の 着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。作業場所を変更しようとす るときも、同様とする。
- 2 受注者は、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。ただし、事前に発注者 の承認を受けて発注者が指定した場所へ持ち出す場合は、この限りでない。

(教育及び研修の実施)

第6 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の保護について必要な教育及び研修を責任者及び従事者に対して実施しなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが 収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の目的外に利用 し、又は発注者の承諾なしに第三者(受注者の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に提供してはなら ない。

(再委託の原則禁止)

- 第8 受注者は、次項の規定による発注者の承諾があった場合を除き、この契約により 個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、第三者にその取扱いの委託(以下「再委託」という。)をしてはならない。
- 2 受注者は、個人情報の処理の再委託をしようとする場合には、この契約により発注 者が受注者に求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を再委託の相手方に求 めるものとし、業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出して、 発注者の承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託の相手方の名称
 - (2) 再委託が必要な理由
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託を行う業務の内容
 - (5) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
 - (6) 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容
 - (7) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の発注者の承諾は、書面によるものとする。
- 4 受注者は、再委託をする場合には、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務 を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者 に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全 管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 6 前各項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第9 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために発注 者から提供された個人情報の掲載された資料等を複製及び複写してはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第10 受注者は、この契約による業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが 収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理 (再委託による管理を含む。以下同じ。)のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去)

第11 受注者は、この契約による業務を行うために、発注者から提供を受け、又は自ら

が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後においては、発注者の指示により、速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受注者は、前項の廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)に当たっては、記録媒体 を物理的に破壊する等、当該個人情報の判読、復元等が不可能な方法により確実に処 理しなければならない。
- 3 受注者は、廃棄等に際し、発注者から立合い又は報告書の提出を求められたときは、 これに応じなければならない。

(漏えい等発生時の対応)

- 第12 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の事態が生じた場合には、被害を最小限にするための措置を、速やかに講じるとともに、同項の指示により、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、前項に定めるもののほか、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事 案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発 防止策の公表に努めなければならない。

(監査又は調査)

- 第13 発注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受注者に対して必要な報告を求め、随時に実地監査又は調査をし、又は受注者に対して指示を与えることができる。なお、受注者は、発注者から個人情報の適切な管理について改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、再委託を行う場合には、必要に応じて、再委託の相手方が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、再委託の相手方に対して報告を求め、及び作業場所の実地監査ができるよう必要な調整を行うものとする。
- 3 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(契約の解除)

- 第 14 発注者は、受注者が個人情報保護法、番号利用法その他関係法令及びこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15 受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が 損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。